

葛飾区印刷物等広告掲載取扱方針

1 目 的

葛飾区が作成する印刷物等に有料広告を掲載することにより、区財政収入に寄与するとともに、併せて区民への生活情報の提供に資することを目的とする。

2 広告の制限

掲載できる広告は、区民生活に関連するものであって、次の（１）から（４）のいずれにも該当しないものでなければならない。

- （１）印刷物等の公共性及び品位を損なうおそれのあるもの
- （２）公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- （３）政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
- （４）その他葛飾区が掲載する広告として適当でないと認められるもの

3 広告掲載の決定

広告掲載の可否についての審査は、上記 2 に基づき審査し決定するものとする。

ただし、これらの基準によりがたい場合には、政策経営部長、総務部長、政策企画課長、広報課長、契約管財課長、会計管理者及び広告掲載物の発行主管課長で構成する広告掲載選定委員会（以下「選定委員会」という。）を開催することができる。

4 広告の掲載順位

掲載する広告の掲載順位は、次のとおりとする。

- （１）第 1 順位 国、地方公共団体及び公共的団体
- （２）第 2 順位 私企業のうち、公共的性格のある企業で区内に事業所等を有するもの
- （３）第 3 順位 第 1 順位及び第 2 順位に掲げるもの以外の私企業及び自営業

5 広告掲載料の決定

広告掲載料は、印刷物の種類・発行部数・広告の大きさ・発行経費等を総合的に勘案して、広告を掲載する印刷物ごとに定めるものとする。

6 広告を掲載した封筒等の受入れ

広告を掲載した封筒等の寄贈の申し入れがあった場合において、当該封筒等に掲載される広告が、2の広告の制限に該当しない場合は、寄贈を受けることができる。

7 事務分担

- (1) 広報課は、掲載広告の募集及びこの取扱方針の運用に関する事務を所管する。
- (2) 広告掲載印刷物等の発行主管課は、(1)以外の広告掲載に関する事務を所管する。
- (3) 本方針について疑義が生じた場合には、広報課が調整する。

8 その他

この取扱方針に定めるもののほか、印刷物等への広告掲載について必要な事項は、総務部長が別に定める。